

関東運輸局長 殿

自動車局長 (公印省略)

公道実証実験事業に用いる搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定要領について

いわゆる「搭乗型移動支援ロボット」については、高齢社会の進展への対応や地球温暖化対策の推進等に資することなどから日常生活での近距離の移動手段として開発・普及への期待が高まっている。しかしながら、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）では、その原動機の総排気量又は定格出力の大小により、自動車又は原動機付自転車の保安基準が適用され、これを満たさなければ公道で運行の用に供することができない。

このため、平成23年6月より、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の特区制度を活用し、一定の要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについて必要な安全措置を講じた上で、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第55条の基準緩和制度を活用して保安基準等の特例を設けることなどにより、つくば市等の構造改革特別区域（以下「構造改革特区」という。）において、公道実証実験事業が行われてきたところである。

今般、構造改革特区における3年間の事業の結果、弊害は認められなかったことから、これまで構造改革特区内に限り行われていた搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業を全国で実施可能とするため、「道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令」（平成27年国土交通省令第52号）等が平成27年7月10日に公布され、同日付で施行することとされたところである。

これを踏まえ、公道実証実験事業に用いられる搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定の取扱いについては、今後、本通達によることとしたので遺漏なきよう取り計らわれない。

第1 用語の定義

この通達における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「搭乗型移動支援ロボット」とは、専ら道路（専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。）の上を移動させることを目的として製作した小型

特殊自動車又は原動機付自転車であつて、当該目的に適する専用の車体を有し、かつ、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- ① 長さ1.50メートル以下のものであり、かつ、幅0.70メートル以下のものであること。
 - ② 最高速度が10キロメートル毎時以下のものであること。
 - ③ 乗車定員が1人のものであること。
- (2) 「公道実証実験事業」とは、この通達並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく告示及び関連通達に定めるところにより、公道において行われる搭乗型移動支援ロボットの実証実験事業をいう。
- (3) 「特定搭乗型移動支援ロボット」とは、現に基準緩和認定を受けている搭乗型移動支援ロボットと同じ型式（製作者が定める型式をいう。）の搭乗型移動支援ロボットであつて次の全ての要件を満たすものをいう。
- ① 現に基準緩和認定を受けている搭乗型移動支援ロボットと同じ型式であつて同一の構造及び性能を有する搭乗型移動支援ロボットであることについて、搭乗型移動支援ロボットの製作者又は製作者と販売契約を締結する者が証明していること。
 - ② 現に基準緩和認定を受けている搭乗型移動支援ロボットと同じ態様により使用されるものであること。
 - ③ 製作者又は製作者と販売契約を締結する者（以下「製作者等」という。）が当該搭乗型移動支援ロボットの品質を保証し、故障や不具合が発生した場合において当該製作者等が責任をもって当該搭乗型移動支援ロボットの修理等を行う体制がとられているものであることを、当該製作者等が証明していること。
- (4) 「低出力搭乗型移動支援ロボット」とは、搭乗型移動支援ロボットのうち、その原動機の総排気量又は定格出力が次のものをいう。
- ① 内燃機関を原動機とするもの
2輪を有するものは総排気量125cc以下、その他のものは50cc以下
 - ② モーターなど内燃機関以外を原動機とするもの
2輪を有するものは定格出力1kW以下、その他のものは0.6kW以下
- (5) 「高出力搭乗型移動支援ロボット」とは、低出力搭乗型移動支援ロボット以外の搭乗型移動支援ロボットをいう。

第2 適用

この通達は、保安基準第55条第1項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）に基づく保安基準の緩和の認定（以下「基準緩和認定」という。）を受けて公道実証実験事業に使用される搭乗型移動支援ロボットについて適用する。

第3 申請者等

- 1 第2の基準緩和認定の申請は、当該認定を受けようとする搭乗型移動支援ロボットの使用者（法人にあつては、その代表者。以下同じ。）が行うものとする。
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、使用者に代わつて搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定の申請を行うことができる。この場合は、申請書に委任状を添付するものとする。
 - (1) 使用者が国又は地方公共団体等である場合には、国又は地方公共団体等の長か

- ら基準緩和認定の申請を委任された者
- (2) 法人の代表者から基準緩和認定の申請を委任された当該法人の営業所等の長

第4 基準緩和認定の申請

- 1 第2の基準緩和認定を申請しようとする者は、第1号様式の搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書に別添1に掲げる基準緩和項目に応じた資料を添付し、正本及び副本各1通を当該認定に係る搭乗型移動支援ロボットの使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方運輸局長等」という。）に提出するものとする。
- 2 前項の申請において、申請者が同じ公道実証実験事業で複数の搭乗型移動支援ロボットについて同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。
- 3 第1項の申請において、申請者が同じ公道実証実験事業に用いる同一の構造及び性能を有する搭乗型移動支援ロボットについて同時に基準緩和認定の申請しようとする場合は、1葉の申請書に認定を受けようとする全ての搭乗型移動支援ロボットの車台番号又は製造番号を記載することによりまとめて申請を行うことができる。この場合において、重複する添付資料は省略することができる。
- 4 特定搭乗型移動支援ロボットについて第1項の申請を行う場合（基準緩和認定を行った地方運輸局長等と同一の地方運輸局長等に申請する場合に限る。）には、申請書にその旨（当該特定搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定番号を含む。）を記載するとともに、当該搭乗型移動支援ロボットが第1第3号①及び③を満たすことをその製作者等が証明する書面を提出することにより、別添1に掲げる資料のうち、1から3までの添付を省略することができる。
- 5 地方運輸局長等は、第1項から前項までに規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所、陸運部又は陸運事務所の経由を定めることができる。

第5 変更承認申請及び変更届

- 1 第8の基準緩和認定を受けた者は、次に掲げる場合には、あらかじめ認定を受けた地方運輸局長等に対し、当該変更内容についての資料を添えて、第2号様式の搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認申請書を提出するものとする。
 - (1) 公道実証実験事業を行う経路又は地域（使用の本拠の位置についての変更を含む。）の変更を行う場合
 - (2) 第4第3項の規定により複数の搭乗型移動支援ロボットについて申請し、一括で基準緩和認定を受けた場合であって、当該事業に用いる搭乗型移動支援ロボットの車台番号又は製造番号に変更がある場合（例：増車、減車、代替）
 - ※ 増車又は代替の変更承認申請は特定搭乗型移動支援ロボットに限る。
- 2 第8の基準緩和認定を受けた者は、その氏名又は名称について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長等に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第3号様式の搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更届出書を提出するものとする。
- 3 同一の公道実証実験事業に関する第1項の変更承認申請及び前項の変更届出は、1葉の申請書又は届出書によりまとめて行うことができる。この場合において、重

複する添付資料は省略することができる。

第6 審査等

1 地方運輸局長等は、基準緩和認定を受けようとする搭乗型移動支援ロボットについて、その構造若しくはその使用の態様の特殊性、保安上及び公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書等により審査するものとする。

また、審査に当たっては、必要に応じて現車の提示を求め確認すること及び関係者の意見を聴取することができるものとする。

(1) 第1第1号に規定する搭乗型移動支援ロボットの車体の形状及びその判断基準に適合するものであること。

(2) 当該搭乗型移動支援ロボットの構造又は使用の態様の特殊性により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項

(3) 公道実証実験事業の実施体制

① 公道実証実験事業が地方公共団体の承認を得て行われるものであること。

② 公道実証実験事業を実施するにあたり、協議会等を通じて関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意が得られており、かつ、当該措置の内容について地方公共団体に認められていること。

③ 公道実証実験事業を確実にを行うための体制が整えられていること。

④ 公道実証実験事業を行うための対策が取られていること。

⑤ 公道実証実験事業における事故及びヒヤリハットの発生状況等に関する関係行政機関への定期的な報告が確実に実施される体制が整えられていること。

2 前項の場合において、認定を受けようとする搭乗型移動支援ロボットが特定搭乗型移動支援ロボットである場合には、地方運輸局長等は、第4第4項の規定により提出される書類を確認することにより、前項第1号及び第2号の審査を省略することができる。

3 前2項の規定は、第5第1項の規定による認定の変更承認の審査に準用する。ただし、審査項目は当該変更承認に関するものに限る。

第7 条件等の付与

1 地方運輸局長等は、搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定又は認定の変更承認を行う場合は別表第1に掲げる基準緩和項目に応じて、それぞれ条件又は制限のうち必要と認められるものを付すものとする。ただし、必要と認める場合は、基準緩和項目に応じて、別表第1に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付することができる。

2 地方運輸局長等は、特定搭乗型移動支援ロボットについて基準緩和認定を行う場合には、当該特定搭乗型移動支援ロボットに付された条件又は制限と同一の条件又は制限を付すものとする。

3 搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定の期限は2年とする。

ただし、当該搭乗型移動支援ロボットの使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、必要と認める場合は、期限を短縮することができる。

第8 基準緩和認定等

- 1 地方運輸局長等は、第6の規定に基づいて審査した結果、搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定又は認定の変更承認を行うことが適当であると判断した場合は、第7第1項及び第2項に基づく条件等を付したうえで、基準緩和認定を行い、第4号様式による搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書又は第5号様式による搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認書を申請者に交付するものとする。
- 2 地方運輸局長等は、第6の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、基準緩和認定又は認定の変更承認をしないものとする。この場合において、地方運輸局長等は、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

第9 継続緩和の認定

- 1 第8第1項の規定により搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定を受けた者は、第7第3項の規定により付された期限後においても当該認定に係る搭乗型移動支援ロボットを引き続き基準緩和の認定を受けて使用しようとする場合は、期限の2か月前までに継続緩和の認定の申請を行うものとする。
- 2 継続緩和の認定を申請しようとする者は、第4第1項の規定にかかわらず、第6号様式の搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書（継続）に別添1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該認定に係る搭乗型移動支援ロボットの使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長等に提出するものとする。
この場合において、現に受けている認定から変更がない項目については添付資料を省略することができる。
- 3 同一の公道実証実験事業に関する第1項の継続緩和の認定の申請は、1葉の申請書によりまとめて行うことができる。この場合において、重複する添付資料は省略することができる。
- 4 地方運輸局長等は、継続緩和の認定を受けようとする搭乗型移動支援ロボットについて、第6の規定によるほか次に掲げる事項について審査するものとする。
 - (1) 搭乗型移動支援ロボット又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外し（整備のために取り付け又は取り外しが行われる場合は除く。）が行われていないこと。
 - (2) 当該搭乗型移動支援ロボットを用いて実施する実証実験の実施体制に変更がないこと。
- 5 地方運輸局長等は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項及び第2項の条件等を付したうえで、搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定を行い、第7号様式による搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書（継続）を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該搭乗型移動支援ロボットの使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

第10 行政処分等

- 1 地方運輸局長等は、基準緩和認定を受けた搭乗型移動支援ロボットが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認定を取り消すことができるものとする。
 - (1) 認定の際に付された条件又は制限に違反して運行した場合
 - (2) 基準緩和認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合
 - (3) 道路運送車両法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合
 - (4) 第6第1項各号の要件を満たさなくなった場合
 - (5) 認定が失効した場合
- 2 地方運輸局長等は、基準緩和認定を受けた搭乗型移動支援ロボットが第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合には、当該搭乗型移動支援ロボットの使用者に対して事実関係及び再発防止策の報告を求めることができるものとする。
- 3 基準緩和認定を受けた搭乗型移動支援ロボットが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認定は失効するものとする。
 - (1) 当該搭乗型移動支援ロボットが滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）又は搭乗型移動支援ロボットの用途を廃止した場合
 - (2) 搭乗型移動支援ロボット又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外し（整備のために取り付け又は取り外しが行われる場合は除く。）が行われている場合
 - (3) 当該搭乗型移動支援ロボットの使用者が変更された場合
 - (4) 当該搭乗型移動支援ロボットの使用の本拠の位置が基準緩和認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合
 - (5) 第7第3項又は第9第5項の規定により付された搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定の期限を経過している場合
- 4 地方運輸局長等は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、道路運送車両法第100条の規定に基づく報告聴取又は立入検査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、搭乗型移動支援ロボットの運行状況の把握に努めるものとする。

附 則

- 1 この通達は、平成27年7月10日（以下「適用日」という。）以降に行われる搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定の申請から適用する。
- 2 「構造改革特別区域における「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」の取扱いについて」（平成23年3月22日付け国自技第267号。以下「構造改革特区通達」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の構造改革特区通達に基づく保安基準第55条第1項（国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成23年国土交通省令第14号）第1条において準用する場合を含む。）の基準緩和認定は、適用日以降、この通達に基づく同項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の基準緩和認定とみなす。

別添1 添付書面一覧表（第3関係）

1. 高出力搭乗型移動支援ロボット

項 目	保安基準等の条項 (条項号)	1	2	3	4	5	6	7
		主要諸元比較表	車両外観図	計算書及び緩和部分詳細図等※	遵守事項の誓約書	運行経路図	地方公共団体の承認に係る書面	その他地方運輸局長が必要と認めた書面
条一項一号								
施錠装置等	保 1102-2	○	○	○	○	-	○	○
乗降口	保 25- 1	○	○	○	○	-	○	○
	保 25- 4	○	○	○	○	-	○	○
窓ガラス	保 29- 2	○	○	○	○	-	○	○
	保 29- 4	○	○	○	○	-	○	○
前照灯等	保 32- 1	○	○	○	○	○	○	○
	保 32- 4	○	○	○	○	○	○	○
	保 32-11	○	○	○	○	-	○	○
後部反射器	保 38- 1	○	○	○	○	○	○	○
安定性	第2節指定等以外の新車	細 86- - 1	○	○	○	○	○	○
	第3節使用過程車	細 164- - 1						
	第2節指定等以外の新車	細 86- - 4	○	○	○	○	○	○
	第3節使用過程車	細 164- - 4						
接地部及び接地圧	第2節指定等以外の新車	細 87						

		(第1号を除く。)	○	○	○	○	○	○	○
	第3節使用過程車	細 165 (第1号を除く。)							
かじ取装置	第2節指定等以外の新車	細 91- 1- 1 ル	○	○	○	○	○	○	○
	第3節使用過程車	細 169- 1- 1 ル							
制動装置	第2節指定等以外の新車	細 93- 5- 6	○	○	○	○	○	○	○
	第3節使用過程車	細 171- 5- 5							
窓ガラス	第2節指定等以外の新車	細 117- 1	○	○	○	○	-	○	○
	第3節使用過程車	細 195- 3- 2							
自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	第2節指定等以外の新車	細 119- 6- 3	○	○	○	○	-	○	○
	第3節使用過程車	細 197- 6- 3							
後部反射器	第2節指定等以外の新車	細 132- 1- 3	○	○	○	○	○	○	○
	第3節使用過程車	細 210- 1- 3							
	第2節指定等以外の新車	細 132- 3- 3	○	○	○	○	-	○	○
	第3節使用過程車	細 210- 3- 3							
警音器	第2節指定等以外の新車	細 141- 2- 1	○	○	○	○	-	○	○
	第3節使用過程車	細 219- 2- 1							
後写鏡等	第2節指定等以外の新車	細 146- 1- 3	○	○	○	○	-	○	○
	第3節使用過程車	細 224- 1- 3							
	第2節指定等以外の新車	細 146- 1- 4	○	○	○	○	-	○	○
	第3節使用過程車	細 224- 1- 4							

【備考】

- (1) 「保安基準等の条項」とは、「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号) 及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号) の条項をいう。
- (2) 「地方公共団体の承認に係る書面」とは、地方公共団体が、当該地方公共団体の設定する当地方公共団体内の道路であって専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所のうち、その使用に関し、協議会等を通じて関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、搭乗型移動支援ロボットを運行の用に供することが適当であると認め、実証実験計画書(基準緩和の認定を受けようとする搭乗型移動支援ロボットを用いた実証実験の内容、場所及び工程等を示した書面をいう。以下同じ。)を承認したことを証明する書面をいう。

- (3) 地方公共団体の承認に係る書面には、承認された実証実験計画書が添付されていること。
- (4) 「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とは、強度検討書、委任状、実証実験の実施体制に関する書面等をいう。この場合において、地方公共団体が承認した実証実験計画書に記載があるものについては、その旨を記載することにより添付を省略することができる。
- (5) 「第2節指定等以外の新車」とは、「第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。
- (6) 「第3節使用過程車」とは、「第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目」をいう。
- (7) ○は、提出を必要とする資料を示す。なお、継続緩和の申請にあつては前回の申請時から変更がない場合に限って「遵守事項の誓約書」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」を除き、提出を省略することができる。
- (8) 特定搭乗型移動支援ロボットにかかる申請にあつては、申請書にその旨（当該特定搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定番号を含む。）を記載するとともに、当該搭乗型移動支援ロボットが第1第3号①及び③を満たすことをその製作者等が証明する書面を提出することにより、1から3までの添付を省略することができる。
- ※ 当該装置等を備えないものにあつては、取り付けることが出来ない理由書を添付すること。

2. 低出力搭乗型移動支援ロボット

項 目	保安基準等の条項 (条項号)	1	2	3	4	5	6	7
		主要諸元比較表	車両外観図	計算書及び緩和部分詳細図等※	遵守事項の誓約書	運行経路図	地方公共団体の承認に係る書面	その他地方運輸局長等が必要と認めた書面
制動装置	保 61-1	○	○	○	○	—	○	○
前照灯	保 62-1	○	○	○	○	○	○	○
後部反射器	保 63-1	○	○	○	○	○	○	○
後写鏡	保 6402-1	○	○	○	○	—	○	○

接地部及び接地圧	第2節認定等以外の新車	細 257- 1- 3	○	○	○	○	○	○	○
	第3節使用過程車	細 273- 1- 3							
	第2節認定等以外の新車	細 257- 1- 5	○	○	○	○	○	○	○
	第3節使用過程車	細 273- 1- 5							
制動装置	第2節認定等以外の新車	細 258- 2	○	○	○	○	-	○	○
	第3節使用過程車	細 274- 2							
	第2節認定等以外の新車	細 258- 3	○	○	○	○	-	○	○
	第3節使用過程車	細 274- 3							
前照灯	第2節認定等以外の新車	細 260- 1- 1	○	○	○	○	○	○	○
	第3節使用過程車	細 276- 1- 1							
	第2節認定等以外の新車	細 260- 2- 2	○	○	○	○	-	○	○
	第3節使用過程車	細 276- 2- 2							
	第2節認定等以外の新車	細 260- 2- 3	○	○	○	○	-	○	○
	第3節使用過程車	細 276- 2- 3							
番号灯		保 6202-1	○	○	○	○	-	○	○
		保 6202-2							
後部反射器	第2節認定等以外の新車	細 264- 1- 3	○	○	○	○	○	○	○
	第3節使用過程車	細 280- 1- 3							
警音器	第2節認定等以外の新車	細 266- 2- 1	○	○	○	○	-	○	○
	第3節使用過程車	細 282- 2- 1							
後写鏡	第2節認定等以外の新車	細 267- 1- 4	○	○	○	○	-	○	○
	第3節使用過程車	細 283- 1- 4							

【備考】

- (1) 「保安基準等の条項」とは「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年 7 月 28 日運輸省令第 67 号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年 7 月 15 日国土交通省告示第 619 号）の条項をいう。
- (2) 「地方公共団体の承認に係る書面」とは、地方公共団体が、当該地方公共団体の設定する当地方公共団体内の道路であって専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所のうち、その使用に関し、協議会等を通じて関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、搭乗型移動支援ロボットを運行の用に供することが適当であると認め、実証実験計画書（基準緩和の認定を受けようとする搭乗型移動支援ロボットを用いた実証実験の内容、場所及び工程等を示した書面をいう。以下同じ。）を

承認したことを証明する書面をいう。

- (3) 地方公共団体の承認に係る書面には、承認された実証実験計画書が添付されていること。
 - (4) 「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とは、強度検討書、委任状、実証実験の実施体制に関する書面等をいう。この場合において、地方公共団体が承認した実証実験計画書に記載があるものについては、その旨を記載することにより添付を省略することができる。
 - (5) 「第2節認定等以外の新車」とは、「第2節 型式認定原動機付自転車以外の原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。
 - (6) 「第3節使用過程車」とは、「第3節 使用の過程にある原動機付自転車の保安基準の細目」をいう。
 - (7) ○は、提出を必要とする資料を示す。なお、継続緩和の申請にあっては前回の申請時から変更がない場合に限って「遵守事項の誓約書」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」を除き、提出を省略することができる。
 - (8) 特定搭乗型移動支援ロボットにかかる申請にあっては、申請書にその旨（当該特定搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定番号を含む。）を記載するとともに、当該搭乗型移動支援ロボットが第1第3号①及び③を満たすことをその製作者等が証明する書面を提出することにより、1から3までの添付を省略することができる。
- ※ 当該装置等を備えないものにあっては、取り付けることが出来ない理由書を添付すること。

別表第1 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7関係）

(1) 高出力搭乗型移動支援ロボット

基準緩和項目	条件又は制限
安定性	自動車の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。
接地圧	自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること。
前照灯	夜間又はトンネルの中、濃霧がかかっている場所その他の場所で視界が10メートル以下であるような暗い場所を運行しないこと。
後部反射器	夜間又はトンネルの中、濃霧がかかっている場所その他の場所で視界が10メートル以下であるような暗い場所を運行及び当該車両については当該場所に停車又は駐車しないこと。
その他の項目	緩和の内容により適宜
全ての高出力搭乗型移動支援ロボット	<ol style="list-style-type: none"> 1 運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。 2 運行に当たっては、認定書（写）を携帯すること。 3 運行する場合は実証実験計画書に記載された場所に限る。

(2) 低出力搭乗型移動支援ロボット

基準緩和項目	条件又は制限
制動装置	主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その車両の最高速度から制動した時、その停止距離は5メートル以下であること。
前照灯	<ol style="list-style-type: none"> 1 夜間又はトンネルの中、濃霧がかかっている場所その他の場所で視界が10メートル以下であるような暗い場所を運行しないこと。（装備義務又は照射性能を緩和する場合に限る。） 2 取付位置は、地上1.2メートル以下であること。 3 夜間又はトンネルの中、濃霧がかかっている場所その他の場所で視界が10メートル以下であるような暗い場所において、原動機が作動している場合に常に点灯させること。
後部反射器	夜間又はトンネルの中、濃霧がかかっている場所その他

	の場所で視界が10メートル以下であるような暗い場所を運行及び当該車両については当該場所に停車又は駐車しないこと。
その他の項目	緩和の内容により適宜
全ての低出力搭乗型移動支援ロボット	<ol style="list-style-type: none"> 1 運行に当たっては、道路交通法及び道路法を遵守すること。 2 運行に当たっては認定書（写）を携帯すること。 3 運行する場合は実証実験計画書に記載された場所に限る。

第1号様式（第4関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書

年 月 日

〇〇運輸局長
(又は沖縄総合事務局長) } 殿

申請者の氏名又は名称 印
住 所

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第1項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 構造又は使用の態様の特殊性
- 6 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 7 認定を必要とする理由
- 8 特定搭乗型移動支援ロボットの場合には、その基準緩和認定番号
- 9 省略する添付資料

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) 車台番号については、打刻がない搭乗型移動支援ロボットの場合は、製造番号を記載する。
- (5) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- (6) 省略する添付資料については、複数の類似する搭乗型移動支援ロボットについて同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第2号様式（第5関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認申請書		
	年 月 日	
〇〇運輸局長 (又は沖縄総合事務局長)	} 殿	
	申請者の氏名又は名称 住 所	印
下記の搭乗型移動支援ロボットについて、基準緩和認定の変更の承認を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。		
記		
1 基準緩和認定番号		
2 変更しようとする事項及びその理由		

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

第3号様式（第5関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更届出書

年 月 日

〇〇運輸局長
(又は沖縄総合事務局長) } 殿

届出者の氏名又は名称 印
住 所

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、記載事項の変更を行いたいのので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 基準緩和認定番号
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車台番号又は製造番号
- 5 変更事項及びその理由
- 6 変更年月日

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、届出者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

第4号様式（第8関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇殿

〇〇運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）

平成 年 月 日付で申請があった下記の搭乗型移動支援ロボットについては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第1項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 6 基準緩和の期限

（注意事項）

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

（日本工業規格A列4番）

第5号様式（第8関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認書

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）

平成 年 月 日付で申請があった下記の搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定の変更について、承認する。

記

- 1 基準緩和認定番号
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車台番号又は製造番号
- 5 変更事項及びその理由
- 6 変更年月日

（日本工業規格A列4番）

第6号様式（第9関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書（継続）

年 月 日

〇〇運輸局長
（又は沖縄総合事務局長） } 殿

申請者の氏名又は名称 印
住 所

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第1項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 初回の基準緩和認定
- 6 前回の基準緩和認定
- 7 構造又は使用の態様の特殊性
- 8 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 9 認定を必要とする理由
- 10 変更事項の有無

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- (4) 初回及び前回の基準緩和認定については、搭乗型移動支援ロボット認定書の文書番号及び年月日を記載する。

第7号様式（第8関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書（継続）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）

平成 年 月 日付で申請があった下記の搭乗型移動支援ロボットについては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第1項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 6 基準緩和の期限

（注意事項）

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

（日本工業規格A列4番）

参考1（第1第3号関係）

	年	月	日
〇〇運輸局長 (又は沖縄総合事務局長)	}	殿	
	申請者の氏名又は名称		印
	住	所	
特定搭乗型移動支援ロボット証明書			
弊社が製作・販売する車名、型式の搭乗型移動支援ロボットについて、下記のとおり誓約します。			
1 現に基準緩和認定を受けている搭乗型移動支援ロボット（基準緩和認定番号）と同じ型式であって同一の構造及び性能を有する搭乗型移動支援ロボットです。			
2 申請に係る搭乗型移動支援ロボットの品質を保証し、故障や不具合が発生した場合には、弊社の責任の下、修理等を行う体制をとっております。			

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

参考2（別添1関係）

(搭乗型移動支援ロボット)	年 月 日	
〇〇運輸局長 (又は沖縄総合事務局長)	} 殿	
	申請者の氏名又は名称 住 所	印
誓 約 書		
弊社が使用する車名、型式、 車台番号(又は製造番号)の搭乗型移動支援ロボットについ て、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第1項 （同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく基準 緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。		
1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵 守します。		
2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その他の関係 法令を厳守します。		
3 1に違反した場合は、基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも 異議申し立ては致しません。		
4. 事故時には、遅滞なく通報します。		

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (4) 車台番号の打刻のない搭乗型移動支援ロボットにあっては、製造番号とする。

参考3（別添1関係）

地方公共団体承認証明書	
	年 月 日
〇〇運輸局長 (又は沖縄総合事務局長)	} 殿
	地方公共団体の長の氏名 印
<p>当地方公共団体の設定する当地方公共団体内の道路であって専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所のうち、その使用に関し、協議会等を通じて関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、搭乗型移動支援ロボットを運行の用に供することが適当であると認め、添付の実証実験計画書を承認したことを証明します。</p>	

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 承認した実証実験計画書（基準緩和の認定を受けようとする搭乗型移動支援ロボットを用いた実証実験の内容、場所及び工程等を示した書面をいう。）を添付する。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。